



栃木県公報

平成30(2018)年
10月9日(火)
第3028号

目 次

告 示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除	783
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除	783
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	784
○児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止	784

公 告

○地域森林計画の案の縦覧等	784
○県営土地改良事業の特別減歩の指定	785
○公共測量の実施	786
○同	786
○開発行為の工事完了	787
○宅地建物取引業者の所在の申出	787

告 示

栃木県告示第514号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成29年栃木県告示第207号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の全部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年10月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域
下野市柴字丸野266番1及び266番17の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

栃木県告示第515号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年栃木県告示第208号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年10月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域
下野市柴字丸野266番1の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第516号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年10月9日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100727	ちーくあっぷ JOY	宇都宮市大通り 5-3-5	一般社団法人 CHEEK UP	鹿沼市晃望台25	平成 30 (2018) 年 10月1日	放課後等デ イサービス
0950900175	グローバル キッズメソッ ド24	真岡市並木町 3-28-3	ハッピーライ フケア株式会 社	東京都台東区東 上野2-22-1	平成 30 (2018) 年 10月1日	放課後等デ イサービス

栃木県告示第517号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年10月9日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950100503	放課後等デ イサービス 元 気	宇都宮市野沢町 109-3 アレス トワタナベ102	株式会社さい	宇都宮市野沢町 109-3	平成 30 (2018) 年 9月30日	放課後等デ イサービス

(障害福祉課)

公 告

○地域森林計画の案の縦覧等

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務所において、平成30 (2018) 年10月9日から同年11月2日まで一般の縦覧に供する。

なお、同条第2項の規定により、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成30 (2018) 年10月9日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計画区 の名 称	計 画 期 間	計 画 対 象 区 域	所轄の環境森林事務所 又は森林管理事務所
鬼 怒 川	平成31(2019)年4月1日 から 平成41(2029)年3月31日 まで	日光市の区域	県西環境森林事務所
		宇都宮市、真岡市、上三川町、益 子町、市貝町及び芳賀町の区域	県東環境森林事務所
		高根沢町の区域	矢板森林管理事務所

(森林整備課)

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営上石那田地区土地改良(区画整理)事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成30(2018)年10月9日

栃木県知事 福田 富 一

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減ずる地積	摘 要
宇都宮市	石那田町	タリ川	962-1	田	田	1,009㎡	407㎡	
〃	〃	〃	963-1	〃	〃	1,829㎡	263㎡	
〃	〃	〃	964-1	原野	〃	1,140㎡	485㎡	
〃	〃	矢ノ島	989-1	田	〃	1,420㎡	164㎡	
〃	〃	浄願堀	1474	山林	〃	1,477㎡	303㎡	
〃	〃	間々下前	1615-1	田	〃	1,140㎡	132㎡	
〃	〃	中ノ町	1403-2	原野	原野	158㎡	18㎡	
〃	〃	浄願堀	1470	山林	田	1,285㎡	913㎡	
〃	〃	間々下前	1603	田	〃	747㎡	472㎡	
〃	〃	坊村内	638-1	〃	〃	631㎡	433㎡	
〃	〃	〃	639	〃	〃	558㎡	434㎡	
〃	〃	間々下前	1601	〃	〃	3,229㎡	1,564㎡	
〃	〃	通目鬼	1124-1	〃	〃	1,996㎡	632㎡	
〃	〃	西中根内	1164-1	〃	〃	2,687㎡	1,200㎡	
〃	〃	平三郎内	1032-1	〃	〃	2,700㎡	2,298㎡	
〃	〃	間々下前	1616	〃	〃	3,533㎡	1,760㎡	
〃	〃	〃	1613	〃	〃	1,755㎡	687㎡	
〃	〃	寺林	1245-2	畑	〃	1,322㎡	311㎡	
〃	〃	〃	1241-3	田	〃	747㎡	478㎡	
〃	〃	木曾内	1460-1	畑	〃	1,613㎡	861㎡	
〃	〃	仁渡り後	2046	田	〃	1,752㎡	1,281㎡	
〃	〃	中ノ町	1405	〃	〃	433㎡	122㎡	
〃	〃	桑原内	1418	〃	〃	1,064㎡	520㎡	

宇都宮市	石那田町	桑原内	1414-1	田	田	973㎡	478㎡
〃	〃	〃	1329-1	〃	〃	753㎡	653㎡
〃	〃	浄願堀	2022	山林	〃	2,535㎡	2,409㎡
〃	〃	木曾内	1448-1	畑	〃	3,761㎡	3,119㎡
〃	〃	田中島	1487	田	〃	1,285㎡	665㎡
〃	〃	桑原内	1424	〃	〃	2,287㎡	455㎡
〃	〃	木曾内	1442	〃	〃	4,535㎡	1,960㎡
〃	〃	〃	1438	〃	〃	571㎡	455㎡
〃	〃	〃	1437	〃	〃	3,120㎡	1,917㎡
〃	〃	風木原内	601-2	〃	〃	714㎡	143㎡
〃	〃	浄願堀	1477-3	〃	〃	2,538㎡	293㎡
〃	〃	桑原内	1427	〃	〃	1,408㎡	585㎡
〃	〃	通目鬼	1120	〃	〃	3,057㎡	362㎡
〃	〃	木曾内	1458-1	〃	〃	3,778㎡	707㎡
〃	〃	矢ノ島	984-1	〃	〃	1,171㎡	1,008㎡
〃	〃	西中根内	1226-1	畑	畑	452㎡	52㎡

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、矢板市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業地域
矢板市中心部
- 3 作業期間
平成30（2018）年4月1日から平成31（2019）年2月28日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年10月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業地域
栃木市、小山市及び下都賀郡野木町
- 3 作業期間

平成30(2018)年10月1日から平成31(2019)年2月28日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30(2018)年10月9日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字高島1220番3 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字西汗字高島1220番3地先	宇都宮市インターパーク1丁目6番地3 フォーリーベルジェールII301号室	兼謝名 直美 兼謝名 輝
河内郡上三川町大字上三川字館野原3714番9	下野市祇園二丁目27番地1 フォレスト式番館205号	枝 泰 広
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字南573番	宇都宮市清原台1丁目14番11号 フォルシュ105号	沼 能 瞬
下野市柴字赤面23番12、23番13	茨城県筑西市幸町三丁目13番6号	渡 邊 正 浩
下野市下古山字宮代2202番2	下野市下古山2199番地2	海 老 原 力
下都賀郡壬生町大字国谷字大明神322番292	宇都宮市茂原2丁目11番34号 メゾンドフローラM101	川 嶋 洋 貴
下都賀郡野木町大字南赤塚字砂底352番1、352番2、353番 (開発行為に関する工事) 下都賀郡野木町大字南赤塚字山中203番2の一部、206番40の一部、211番2の一部、211番3の一部、203番2地先、字砂底348番1の一部、351番2の一部、352番3の一部	宇都宮市大通り4丁目3番18号	グランディハウス株式会社
下都賀郡野木町大字野渡字中沖242番4	下都賀郡野木町大字野木2078番地5	篠 崎 昭 宏
矢板市平野字長ノ原1362番12、1362番14、1364番6、1364番7、1364番10、1362番13の一部、1362番14地先、1364番7地先、1364番10地先 (開発行為に関する工事) 矢板市平野字長ノ原1362番13の一部、1362番14地先、1364番7地先、1364番10地先	矢板市平野1362番地12	社会福祉法人厚生会

(都市計画課)

○宅地建物取引業者の所在の申出

次の宅地建物取引業者については、その所在を確認することができないので、当該宅地建物取引業者は、その所在を栃木県知事に申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成30(2018)年10月9日

栃木県知事 福 田 富 一

免許証番号	商号又は名称	氏名(法人にあつては代表者の氏名)	主たる事務所の所在地
栃木県知事 (6) 第3784号	有限会社東豊地所	栗原 照子	栃木県那須塩原市井口1179番地35

(住宅課)